

和歌山大学教育学部附属特別支援学校高等部授業料督促規程

制 定 昭和52年11月 8日

最終改正 平成19年 6月 1日

第1条 授業料未納者に対する督促については、ここに定めるところによる。

第2条 督促の種類は、掲示督促、文書督促とする。

(授業料の督促)

第3条 納付期限を過ぎて納付をしない生徒には、次に掲げる各号により督促する。

(1) 未納者名簿を会計課に提出し、会計課よりの通知に基づき未納者に督促する。ただし、掲示督促については、未納者名簿の提出を省略することができる。

(第1次督促)

(2) 未納者に対して、前期にあつては5月1日、後期にあつては11月1日に掲示督促をする。

(第2次督促)

(3) 第1次督促をして納付をしない生徒に対して、前期にあつては8月中、後期にあつては1月上旬に保証人に文書督促をする。

(随時督促)

(4) 第1次督促をして納付をしない生徒には、必要の都度掲示督促をする。第2次督促をして納付をしない生徒には、必要の都度生徒又は保証人に対して文書督促をする。

(未納者に対する指導)

第4条 校長は、授業料未納者に対して、納入の指導又は処分等適切な処置をするものとする。

附 則

この規程は、昭和52年11月8日から施行し、昭和52年4月1日より適用する。

附 則 (平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第657号)

この改正規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。